

厚岸町告示第41号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施する。

令和8年9月30日

厚岸町長 三浦克



- 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症
- 2 対象者 厚岸町に住所を有する65歳以上の者並びに60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。
- 3 申請期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日
- 4 実施期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日
- 5 接種場所 町が予防接種を委託する医療機関
- 6 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不相当者）
 - (1) 接種当日、明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
 - (5) 接種液の成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある者

7 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往がある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) （インフルエンザの場合）間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する者
- (6) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある者
- (7) （新型コロナウイルス感染症の場合）抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者。

8 一般的注意事項

- (1) ワクチン接種後24時間は有害事象（健康状態の変化）の出現に注意し、観察しておく必要がある。特に、接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意する。
- (2) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、または注意させる。
- (3) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせる。
- (4) 被接種者又は介護に当たる者等は、(4) の場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村の担当部局に連絡する。
- (5) 不活化ワクチン接種後1週間、生ワクチン接種後4週間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があること。
- (6) 予防接種当日の入浴は差し支えない。